

早稲田大学 知的財産に関する基本理念

大学とは、普遍的な真理の探求の場であると同時に、時代や社会とともに歩む相対的な存在でもある。将来を担う人材を社会に提供する教育、多様な知識を創出して文化の発展や文明の形成に寄与する学術研究に加えて、第3の使命とも言うべき「社会への貢献」が期待されている。早稲田大学は、本学で生まれた知的成果を社会へ還元することを重要な課題と自覚し、社会との連携強化、とりわけ産業界との円滑な協力関係の構築に努める。また、研究成果の権利化に積極的に取り組み、新たな知的創造サイクルの確立を目指す。そこで、本学における知的財産の創出と活用に関する基本理念を知的財産憲章として定め、それを具体化するための考え方を示した。

・早稲田大学知的財産憲章

1. 早稲田大学は、建学の理念に則り、学問の自由と独立を堅持し、世界に誇る知の拠点として、真理の探究と学理の応用に努める。それらの成果として、優れた知的財産を不断に創出し、もって世界の学術文化の増進に多大なる貢献を果たす。
2. 早稲田大学は、自己の創出した知的財産の重要性を深く認識し、これらの蓄積を進んで活用し社会に還元することにより、学術文化の増進とともに、世界の平和、人類の福祉および社会の発展に資する。
3. 早稲田大学は、知的財産に係る活動について、国内外の多様な機関や個人との連携協力を積極的に推進する。これにより、関連する資源などを最大限に活用し、学術および社会的貢献を果たすとともに、本大学の教育研究活動などの一層の活性化を図る。
4. 早稲田大学は、知的財産に係る活動に対して、果敢かつ着実に取り組む人材を育成し輩出する。これにより、自己および他者の創出した知的財産を尊重し、学術や社会の発展に役立てる精神と能力とを有する人材が、世界の多分野で活躍することを目指す。
5. 早稲田大学は、知的財産全般について、適切な管理運営を行うとともに、関連する情報を幅広く学内外に開示する。これにより、知的財産のより効果的な活用を図るとともに、大学に課せられた説明責任を果たし、厳正な点検評価とその実践への反映に資する。

・知的財産の基本戦略

早稲田大学は、創始者大隈重信が唱えた「学問の独立」「学問の活用」「模範国民の造就」という建学の理念、その現代的意義をとらえ直した「独創的な先端研究への挑戦」「全学の生涯学習機関化」「地球市民の育成」という三つの目標の基に、「知の拠点」としての大学の使命を果たしてきた。教育と研究を通じた社会への貢献は、早稲田大学が将来にわたって果たすべき責務である。

また、将来を展望すれば、長期的な戦略に基づき国際的に評価される研究成果や人材を輩出すること、産業界および行政や研究機関との確な連携を強化し、社会的な要請に応えることも求められている。さらに、知的財産を核とした産学官連携の強化やインキュベーションの事業化支援などを通じ、日本社会の活性化を支える知的財産戦略の展開が課題となっており、本学もそれらに適切に応えていくことが期待される。その場合、本学で学ぶ学生の教育を受ける権利に十分配慮する。

知財戦略の目的は、知的財産を核として本学における新たな「知的創造サイクル」の展開を促すことにある。そのため、第一に本学で創出される知的創造活動の成果を積極的に世の中に発信して知的財産としての価値を高め、必要に応じて特許権や著作権などの形で権利化する取り組みを行う。第二に、知的財産を適切に管理運用し、活用するための組織・システムを構築する。第三に、知的財産の対価、産学の連携、競争的資金などを活用することで、本学における教育と研究の活性化という課題を達成することを目指す。

教育研究活動を通じた人材の育成は大学の基本的使命であることは言うまでもない。知的財産活動を通じて得た知見と経験を、教職員ばかりでなく、学生にも伝えることは大学の使命、社会貢献としても重要な課題である。そのため、さまざまな形を通じて知的財産教育に積極的に取り組む。

最後に、本学は人類の平和と福祉を実現するという崇高な理想を掲げてきた。知的財産活動を通じて、その課題に応えることが求められることを指摘する。すべての構成員が自発的で独創的な取り組みを行い、学術や社会の発展に貢献する決意を重ねて明らかにする。

(補則) 知的財産の取り扱い

早稲田大学は、本基本理念に沿って、教育研究活動を通じて生み出される知的創作物を対象に、個別に取り扱いに関する規定類を整備する。対象とする知的創作物は、発明や考案、意匠、プログラム著作物やデータベース著作物、デジタルコンテンツ、回路配置、商標、植物新品種、ノウハウおよび研究開発過程で生み出された有体物(研究マテリアルなど)とする。

発明などについては「早稲田大学職務発明規程」に従って取り扱う。大学が権利を承継するにあたっては、発明に至る経過、発明に係る関係者などに充分配慮するものとする。また、権利の活用により得た利益は、発明者の権利を尊重し、適切な配分ルールを定める。

発明などを除く知的創作物は、それぞれの性格に応じ、上記に準じて個別に取り扱う。

また、知的財産の活用、共同研究・受託研究など産学官連携事業の実施にあたっては、円滑な協力を実現できるよう、これらに係る各種の契約書式を整備する。その際、本学教職員の研究教育上に必要な方策とあわせ、学生の教育を受ける権利に配慮する。

本学に帰属する知的財産権の管理と運用は、商標権については早稲田大学総務部が、商標権以外の知的財産権については早稲田大学研究推進部が行う。

(2004年7月23日 学内理事会承認)